

権利者の要望・意見	利用者の要望・意見
<p>2. 著作者の権利</p> <p>(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲームはデジタルで劣化しないから新品である。 ・中古品はゲーム販売数の約3割を占めているが、作者への還元がない。 ・最高裁判決は中古に権利が及ばないとしたから、法改正が必要である。 ・新古書店も同様に作者に利益還元されるべきである。 	<p>(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化</p> <p>(9) 譲渡権の消尽の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲームは劣化しやすい媒体である。 ・最高裁では、法文上頒布権に消尽の明記がないにも関わらず、財産権と著作権の基本的な調整原理として消尽を認め中古合法の判決を下している。裁判に負けたから法改正で、と言うのは司法の軽視である。 ・新品販売ゲームが不振なのは、需要減退に応じた価格引下げ等の販売努力の不足による。アメリカではマークダウン等の販売努力が行われている。 ・ゲームユーザーが25歳くらいに高齢化しているのは、96年から2002年まで、メーカーは中古撲滅を行い、子供のゲームユーザーを切り捨てたせいである。 ・古今東西、禁制品を除き、中古売買を規制した法律はない。
<p>貸与権</p>	<p>(10) 書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与権は禁止権を含む許諾権であり、許諾されない場合は貸与禁止となる。 ・50年間の書籍雑誌の権利者は数十万から数百万人に及び、このような権利処理機構は不可能であり、大半の民間図書館は違法状態となる。 ・貸し本業は300店人口50万人に1店しか存在しない。このような零細業種を規制する根拠はない。 ・世界中に貸し本業を許諾制としている国はない。 ・レンタル業の存続をうたっているが、3ヶ月禁止、定価使用料ではレンタル業が成り立たない。 <p>貸与権連絡センターと日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合との許諾条件交渉は決裂している。</p> <p>(10') コピー問題のない著作物の貸与は自由に行えるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WIPOでは貸与権の対象はコンピュータソフト、音楽CD、ビデオに限定されている。 ・アメリカではビデオ、テレビゲームソフトは自由にレンタルされている。 ・コピープロテクトの入ったゲームソフト、DVD、CCCDは自由に貸与されるほうが文化の発展にとって有益である。

権利者の要望・意見	利用者の要望・意見
<p>新たな支分権の創設</p> <p>(13) いわゆる「マンガ喫茶」でのコミックの利用に係る利益の著作者への還元</p> <p>・マンガ喫茶からも使用料を徴収できるようにすべきである。</p>	<p>・書籍・雑誌は書店立ち読み、美容院、ラーメン屋の待ち時間、喫茶店での閲覧に供されることで、読者を増やし業界が発展してきた。マンガ喫茶は利用形態においてなんら変わるものではない。</p> <p>・マンガ喫茶の影響による新品販売への影響は認められない。むしろ読者数の増加が新品販売機会を増やし、マンガ単行本は2003年史上最高売上を記録している。</p> <p>・展示権の創設は読書機会を極端に制限し、読書推進にも反する。</p> <p>・複合カフェ協会とコミック作家の会の暫定合意は、商品供給に関する取引契約上の合意であり、なんら法的規制を意図したものではない。</p>
<p>3 . 著作隣接権</p>	<p>(22)(25) 実演家・レコード製作者の貸与権の及ぶ期間を国内レコードの貸与の運用実態に即し1ヶ月に短縮</p> <p>・一年間禁止されている洋楽CDのレンタルを1ヶ月以内にレンタルできるようにする改正</p> <p>・邦楽レコードは最大3週間レンタル禁止の国内ルールで運用されてるが、90年の著作隣接権条約加盟に伴い洋楽隣接権者にも権利付与された。レコード協会・文化庁の国内ルール適用の事前説明にかかわらず、洋楽権利者は法文上の最大禁止期間を行使した。</p> <p>・90年の1年間レンタル禁止以来、若年者の洋楽を聴く機会は減少し、洋楽CDの販売は壊滅状態が続いている。</p>
<p>(34) 出版者に対する著作隣接権の付与</p> <p>・音楽同様に出版社にも著作隣接権を認めて欲しい。</p>	<p>・独占的な権利である出版権が認められている事で充分である。</p> <p>・再販制で保護されてることに加えての保護は不要である。</p> <p>・むやみに権利を増やすことは、出版物流通のコストをいたずらに増加させるだけである。</p>
<p>4 . 著作権等の制限</p>	<p>(37) 公正使用（フェアユース）の規定など一般的権利制限規定の導入</p> <p>・日本の著作権法の権利制限条項は箇条列記となっていて、権利の濫用や社会変化の対応に不十分である。一般的な権利制限規定を設けることで濫用に対抗し、解釈の柔軟性を確保する必要がある。</p>

権利者の要望・意見	利用者の要望・意見
	<p>・権利の濫用に対し、第1条の「公正な利用に配慮し」だけでは不十分である。</p> <p>・日本型公正利用（フェアユース）条項例</p> <p>第50条（著作物の公正な利用）</p> <p>1. 第30条から前条までの規定が適用されない場合であっても、第1条の趣旨に照らし公正な慣行に従って、これらの規定に準ずる程度、態様により著作物を利用することができる。この場合、次の点を考慮しなければならない。</p> <p> 著作物の種類及び性質</p> <p> 報道、批評、研究その他の利用の目的</p> <p> 利用の態様及び量並びに利用した作品中における役割</p> <p> 著作物に翻案等が加えられた場合には、その文化の発展への寄与の有無及び程度</p> <p> 利用により、著作物の需要が代替的に奪われるか否か、及びその程度</p> <p>2. この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。</p>
<p>5 . 保護期間</p> <p>(106) 著作権、著作隣接権の保護期間について「50年」から「70年」への延長</p> <p>・映画の著作物と同様に他の著作物の保護機関の延長が必要である。</p>	<p>・ベルヌ条約では50年となっていて、延長する特段の理由はない。</p> <p>・大半の著作物は数年で絶版・廃盤となっていて、入手不能になっている。50年を経過した本は公共の財産とされ、インターネット上では、無料で公開されたりしている。これらの利用法ができる著作物がますます限定される。</p>
<p>6 . 侵害とみなす行為等</p>	<p>還流防止措置 (115) 音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定</p> <p>(116) 音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮</p> <p>(117) 音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすべき。</p> <p>(118) 国外頒布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内頒布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内頒布目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は頒布目的で所持されているものについては侵害とみなさない。</p> <p>(119) 他の著作物等についての還流防止措置創設には慎重であるべき。</p>